

## 編集委員会規程

### (目的と意義)

第1条 本規程は、一般社団法人日本放射線影響学会（以下「本法人」という。）定款第50条・学会規程第11条に基づき設置される編集委員会（以下「本委員会」という。）の構成と運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 本委員会は、委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、本法人理事長の推薦に基づき、本法人理事会で協議選任する。委員長は、Journal of Radiation Research (JRR)編集委員会委員長を兼任する。委員長の任期は2年とし、本法人理事長の改選の度に本法人理事会で選任する。
3. 副委員長および委員は、委員長の推薦に基づき本法人理事会で協議選任する。副委員長と委員は、JRR 編集幹事および編集委員を兼任する。副委員長および委員の任期は2年とし、本法人理事長の改選の度に本法人理事会で選任する。
4. 本委員会委員長、副委員長、および委員に欠員を生じたとき、本法人理事会は後任者を選任し、後任者は前任者の任期を務める。新たに選出される本委員会委員長、副委員長、および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (業務)

第3条 委員会は、次の各業務を行う。

- (1) 学会公式誌等の編集
- (2) その他、学会公式誌等の発行に関すること

### (学会公式誌)

第4条 学会公式誌の発行については Journal of Radiation Research 編集委員会規程に別に定める。

### (運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議を総括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、必要のときは委員長の職務を代行する。

### (改正)

第6条 本規程の変更をする場合は、本法人理事会における出席者の過半数の賛成決議を得なければならない。

### 附則

平成24年3月29日付 日本放射線影響学会幹事会承認

この規程は平成24年4月1日から施行する。

平成28年10月25日付 本法人理事会承認、改正。

この規程は平成28年10月26日から施行する。